

# 令和4年度（2022年度）熊本県発達障がい医療センター運営事業実施要項

## 1 目的

熊本県発達障がい医療センター運営事業（以下「事業」という。）は、発達障がい医療センターを設置し、精神科医と小児科医との連携を図りながら、地域医療機関への医師や医療関係職員の派遣等による発達障がいに関する診断や診療等及び地域医療機関の医師等への専門支援、地域の医療関係者等に対する発達障がいに関する症例検討会等の開催、発達障がいを診療する医師を養成する発達障がい研修プログラムの実施等を行うことで、発達障がい児（者）やその疑いのある児（者）への医療体制の整備を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

事業の実施主体は、熊本県とする。ただし、適切な事業が実施できると認められる団体等に委託することができるものとする。

## 3 事業内容

- (1) 地域医療機関等への医師や医療専門職員の派遣等による発達障がいに関する診断、診療及び地域医療機関の医師等への専門支援
- (2) 地域医療機関の医師や医療関係者等を対象とした発達障がいに関する症例検討会等の開催
- (3) 発達障がいを診療する医師を養成するための発達障がい研修プログラムの実施
- (4) 国及び熊本県の行う各種事業への協力と連携
- (5) 発達障がい診療・支援に関わる心理士等医療関係者の養成
- (6) 発達障がいに係る関係機関の職員等を対象とした研修等の実施
- (7) 発達障がい受診ハンドブックの活用促進

## 4 個人情報の取扱い

事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

## 5 その他

この要項に定めるもののほか、その他の必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。